

す。(但し袖付の所で袖が廣い時は肩山でギヤダシて行付をいたします)。

會員中村とめ子氏前號に載せたる子供の 新体詩に曲と動作を付けて幼兒に歌はしめたるに其結果頗るよかりし由にて御報ありたれば左に記して御好意を謝と併せて此の如き研究の益多からんことを望む。(記者)

と調 四分の二拍子

1	2.	1	5.	5.	3.	3.	2.	2.	3.	3.	1	—
イ	マ	ハ	イ	ク	サ	ガ	オ	シ	マ	イ	ダ	ス
こ	き	を	だ	し	て	—	い	は	ひ	ま		

  

5.	5.	5.	5.	3	1	2.	2.	3.	2.	1	—
へ	イ	タイ	サン	ガ	オ	カ	へ	リ	テ		
が	い	せん	もん	や	か	ざ	り	も	の		

  

2.	2.	1.	2.	3.	5.	5.	5.	2.	2.	3.	2.	1	—
ソ	タ	ク	シ	タ	チ	マ	デ	ウ	レ	シ	イ	ハ	ス
そ	—	れ	を	お	ほ	ぜ	い	み	に	ゆ	く		

婦人と親族法(續き)

太田英隆

第四節 婚姻の效力

婚姻は未だ婚姻せない男子をして夫であると云ふ身分を得せしめて、尙ほ女子をして妻であると云ふ身分を得せしむるのであります。而してこの身分を得につれて相方の間に種々な權利だとか、又は義務だとか云ふことを生じまして、その身躰上及び能力上に及ぼす効果は少なくありません。今この事に就いて少しく左に説明いたします。

第一款 身上に及ぼす効力

第一、夫婦は婚姻によつて相互に誠實でなければならぬ義務を負はねばなりません。

この義務は云ふまでもなく夫婦共通のものであります。若しこの義務に反するときは一家

はどうしても和合することは出来ません。この義務に悖るもの、内一番甚しいものは、彼の姦通であります。

第二、夫婦は婚姻によつて相互に扶養するの義務を負はねばなりません。

この義務は夫婦相扶掖するの義務あるより生ずる結果であつて、扶養義務の程度及び其方法は後に詳しく述べることにしますが、唯一言しておきますのは、扶養権利者が同居するのがいやだと拒げられた時でも尙ほこの義務があるか否やと云ふことであります。こう云ふことも時々實際起ること、又人によつて意見の違ふ所でありませんが、夫婦扶養の義務は、夫婦たる身分に附随して離ることの出来ない關係あるものでありますから、離婚を求めて夫婦關係が解消し

た上でなければ、假令扶養権利者である一方が同居を肯んぜないときでも、この義務違背を理由として扶養の義務を免かれるものでないと考へます。

第三、同居するの義務

夫婦は共同生活を爲すべきものであつて、事實上生活の場所を同ふすると共に、亦法律上の家をも同ふせねばなりません。元來夫婦が同居をすると云ふことは、其相互の權利であつて又義務であるのであります。そうして妻は夫に隨従すべきものであつて、夫が選定した居所は外國であらふがどこであらふが、之れに隨従することを拒むを得ないのであります。又夫は妻を引取るの義務がありますから、妻は同居するのを拒むことは出来ません。

そこでこゝに當然の問題として、夫婦が右の義務に背反したときは如何なる制裁があるかと云ふことが起りませう。こんなことを云ひますと如何にも論理めきて來ますが、世上に間々あることでありますから、一通お聞きになつても不爲めではあるまいと存じます。(私は成るべく法律の理論は云はないで、實際に近いことを述べる考へでありますが、謂ひが、り上止むを得ないときがありますから、左様御承知おきを願ひます。)妻が夫と同居を爲すことを聞かないときは、夫は妻に向つて扶養の義務を負はないことになりませんが、若夫が妻をして同居を爲すことを拒んだときはどうでせう、このときにもし配偶者から悪意で棄てられたときは、之れを理由として離婚を請求し得べきものと思ひます。

この制裁は義務の直接履行を求めようとする配偶者の爲めには少しも効力を有せないのであります。若し妻が夫と同居するを頑然イヤだと云つて拒んだときは、強力を用ゐるに強制するところが出来るかと云ふ問題もありません。この問題は佛國民法に於きましてもあることですが、積極論が一般に認められてゐると思ひます。

第四、夫は未成年の妻に對つて後見人の職務を行はねばなりません。

夫は妻を保護すべき義務がありますから、妻が未成年であつて之れに對し親權を行ふ者がなるときは、夫は之れが爲めに後見人の職務を行つて、之れを保護すべき任務に當るは固よりのことであります。併し、夫が未成年者であるならば勿論妻に向つて後見の職務を行ふことは出

來ません、こんなときは、未成年の妻の爲めに別後見人を置いて、又未成年なる夫は自己後見人の補助を得て、其妻に對する夫權を行ふのであります。

第五、夫婦間の契約は婚姻中何時でも取消すことが出来ます。

婚姻中にした契約は、何時にても夫婦の一方から之れを取消すことは自由であります。然れども、契約の取消によつて第三者の權利を害することは許しません。それであるから、例へば夫婦の一方が他の一方より買受けた財産を既に他人に渡したときは、賣買契約を取消してもその財産は之を取戻すことは出来ません(未完)

忙中閑語

熊泉

三十六

▲二歳になるやならずの稚兒の、永らく腸胃の病に苦しめるが、急に重くなり行きて病院に入りたりといふに、同じ年頃の同じ病に惱める子持てる吾は、其症候原因など聞きたくて耐らぬ心地せらるゝまゝに尋ね見れば、何事ぞ、母なる人のかゝる子供を兎ある公園に伴ひ行きて、お汁粉を言ふが儘に與へたりけるとは、けうとさが上にもけうとう思はれて。夫も高等女學校まで御卒業遊ばせし母君とだにあるを、さては今時の女學校の育兒法の智識とはかゝるものにやありけん。

▲何時何地にやありけん、女學校の先生方の中に無頓着なる習字の先生の、よき程に年老りたるがおはしけり、ある日女先生方の前に來りたる二三